

令和4年度行政処分一覧表

番号	被処分者名	処分年月日	許可の内容	処分の内容	条文 (廃棄物処理法)	処分の理由
1	株式会社こだま産業	R4. 9. 12	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2 第1項第4号	事業者の役員が、いわき簡易裁判所において罰金刑に処せられ、平成31年3月15日に判決が確定したことが、法第14条第5項第2号ニに規定する同号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するに至ったため。
2	有限会社ネットワーク物流	R4. 10. 31	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2 第1項第2号	同社の役員が、大河原簡易裁判所において罰金刑に処せられ、令和3年1月13日に判決が確定し、同日、刑の執行が終了したことが許可の欠格要件（この法律の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり5年を経過しない者）に該当するため。
3	株式会社創明	R4. 10. 31	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2 第1項第4号	同社は、令和4年6月2日に福島地方裁判所郡山支部から破産手続開始の決定を受けた。このことにより、同社は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当するに至ったため。
4	日乃本フィルムメント株式会社	R5. 1. 16	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2 第1項第4号	同社の役員が、さいたま地方裁判所越谷支部において懲役1年2月の刑（4年間の執行猶予）に処せられ、令和3年11月25日に刑が確定した。このことにより、同社は法第14条第5項第2号ニに規定する同号イ（法第7条第5項第4号ハ（禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。